

## 勝山市監査公表第5号

地方自治法第199条第14項の規定により、勝山市長から監査の結果に基づき措置を講じた通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年12月19日

勝山市監査委員 藤村 敏夫

勝山市監査委員 丸山 忠男

### 記

- 1 監査対象  
令和5年度 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）
- 2 措置内容  
別紙のとおり

(別紙)

監査の結果に基づく措置について (野向町コミュニティセンター)

監査の結果(指導事項等)	措置内容 (改善等内容)
<p>【市担当課・指定管理者】 共通事項</p> <p><b>コミュニティセンターの時間外の施設利用について</b></p> <p>野向町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例や指定管理施設の管理運営業務仕様書によれば、開館時間は午前8時30分から午後5時15分となっているが、市の承認を受けずに時間外の貸し出しを行っている事例が見受けられた。今後は適切な事務処理に努めるよう求めた。</p>	<p>【市担当課・指定管理者】</p> <p>「勝山市立野向町コミュニティセンター」の管理に関する基本協定書において、市内の8つのまちづくり会館と同様に午前8時30分から午後9時30分までを貸館時間とする旨を記載し、適切な事務処理に努めました。</p>
<p>【市担当課・指定管理者】 共通事項</p> <p><b>図書の購入について</b></p> <p>コミュニティセンターの図書は勝山市所有の備品Ⅰ種に位置づけられるが、新規購入は指定管理者の自由裁量となっている。基本協定書では備品Ⅰ種は基本的に市が購入することになっており、図書の扱いについて整合性がとれるよう検討することを求めた。</p>	<p>【市担当課・指定管理者】</p> <p>「勝山市立野向町コミュニティセンター」の管理に関する基本協定書において、指定管理者が購入する年間1万円程度の図書については「勝山市備品」として整理する旨について記載し、適切な事務処理に努めました。</p>
<p>【指定管理者】</p> <p><b>備品の管理について</b></p> <p>コミュニティセンターには指定管理用の備品Ⅰ～Ⅲ種や、にこにこ交付金事業等で購入した備品が混在している。それらの備品についてラベルや台帳で区別ができるよう適正な管理を求めた。</p>	<p>【指定管理者】</p> <p>備品台帳及びラベルの点検を行い、見直しを行いました。</p> <p>ラベルは種別毎に色違いのシールを作成し、にこにこ交付金事業等で購入した備品には事業名を明記したラベルシールを貼付しました。また、にこにこ地域づくり事業交付金台帳を新たに作成し適正な管理に努めました。</p>
<p>【指定管理者】</p> <p><b>コピー会計について</b></p> <p>指定管理業務の決算書にコピー会計の収支が含まれていなかった。指定管理者の経費でコピー機をリースし、コピー等のサービスを行っていることから、決算書の中に収支を含めるよう求めた。</p>	<p>【指定管理者】</p> <p>コピー会計とはNPO法人まちづくりのむきの会が自主事業として、野向町の各種団体や野向町内外の個人法人等に対して行っているコピーサービスです。その経費については指定管理料ではなく、NPO法人から支出していることからNPO法人の決算書に収支を含めることとします。</p>
<p>【指定管理者】</p> <p><b>NPO法人の受取会費について</b></p> <p>NPO法人の活動報告について、野向区長会から25万円の受取会費があるが、NPO法人の定款では会費は正会員の個人が1,000円、団体が2,000円、賛助会員の個人が500円、団体が1,000円となっており、会員から会費を徴収することになっている。今後は活動報告と定款の整合性がとれるように検討するよう求めた。</p>	<p>【指定管理者】</p> <p>令和6年度より野向町区長会から支出するNPO法人の会費については、市社会福祉協議会会費、保護司会会費、緑の募金、共同募金等の取り扱いと同様に戸数×単価を支払う個人会費として予算計上しました。</p>

監査の結果(指導事項等)	措置内容(改善等内容)
<p><b>【指定管理者】</b>  <b>ソフトウェアの備品登録について</b>            パソコン用ソフトウェアが備品として登録されている事例が見受けられた。ソフトウェアは、ライセンスを受けて使用していることを考えれば、使用料及び賃借料として取り扱うべきで、担当課と協議のうえ、その運用を検討するよう求めた。</p>	<p><b>【指定管理者】</b>            パソコン用ソフトウェアは買取との認識から備品としていましたが、指摘のありましたソフトウェアは3年間のライセンス使用であったため、次回更新時には使用料として計上します。</p>
<p><b>【指定管理者】</b>  <b>未払金の取り扱いについて</b>            未払い金として1千万円を超える金額が決算書に計上されているが、その金額を計画的に減少させていく取り組みを求めた。</p>	<p><b>【指定管理者】</b>            当法人の未払い金については、NPO法人設立時における区長会からの移行資産を計上しています。この資産を決算に計上するにあたり、会計上有効な項目が他に見当たらず、会計事務所との協議で未払い金として計上し、またこのような取り扱いについては、NPO法人を管轄する福井県とも協議し了解を得、法人税の申告においても税務署に説明済みです。            指摘のあった金額を計画的に減少させていく取り組みについて、現在有効な手段は見出せていませんが、継続的に理事会、総会および会計事務所に諮り検討を行ってまいります。</p>
<p><b>【市担当課】</b>  <b>第三者委託について</b>            第三者委託について、その費用は指定管理者が負担すべきものだが、基本協定書では市が負担する記述になっていた。また、備品I種の取り扱いについて、基本協定書では指定管理者が購入し、仕様書では市が購入する矛盾した記述になっていた。今後はこういった単純なミスが起こらないよう再発防止を徹底するよう求めた。</p>	<p><b>【市担当課】</b>            「勝山市立野向町コミュニティセンター」の管理に関する基本協定書において、指定管理者が行う一部業務の第三者委託について、その費用については指定管理者が負担するように修正しました。今後はこういった単純なミスが起こらないよう再発防止を徹底するよう努めます。</p>
<p><b>【市担当課】</b>  <b>自動車任意保険について</b>            基本協定書の損害賠償保険について、搭乗者傷害の記載項目はあるが、補償内容が記載されていなかった。今後は基本的な補償内容も記載するよう求めた。</p>	<p><b>【市担当課】</b>            「勝山市立野向町コミュニティセンター」の管理に関する基本協定書において、搭乗者傷害の補償内容について市と同様に無制限の補償内容とする旨について記載しました。</p>
<p><b>【市担当課】</b>  <b>指定管理業務と自主事業について</b>            基本協定書や仕様書の指定管理業務について、具体的な内容が記述されていないため、自主事業との区別が難しいものが多数含まれていた。これまで公民館で実施してきた事業や地域の活性化につながるものは指定管理業務に含めるなど、業務内容の明確化を検討するよう求めた。</p>	<p><b>【総務課】</b>            指定管理なる前に野向公民館で実施してきた各種事務、事業については基本的には指定管理業務になるという原則のもと、事前に両者で自主事業について協議した上で、「勝山市立野向町コミュニティセンター」の管理に関する基本協定書に明記し、業務内容の明確化に努めました。</p>

監査の結果(指導事項等)	措置内容 (改善等内容)
<p>【市担当課】</p> <p><b>館内清掃について</b></p> <p>業務仕様書では館内清掃は休館日を除く毎日行うことになっているが、実際は毎日行っていない。今後は実情に応じた業務となるよう、仕様書の内容を検討することを求めた。</p>	<p>【市担当課】</p> <p>「勝山市立野向町コミュニティセンター」の管理に関する基本協定書において、他まちづくり会館と同様に週3回以上の館内掃除を行う旨を記載し、適切な事務処理に努めました。</p>
<p>【市担当課】</p> <p><b>指定管理期間中の賃金水準の変動について</b></p> <p>指定管理期間中に賃金水準が変動した場合の記述が基本協定書等になかった。今後は期間の2年目以降の指定管理料について、変動分が指定管理料に反映されるよう検討することを求めた。</p>	<p>【市担当課】</p> <p>令和6年度コミュニティセンター事務職員の人件費部分の算定については、令和5年人事院勧告等に準拠して引き上げを行った勝山市会計年度任用職員の賃金体系に合わせた積算を行った。今後も勝山市会計年度任用職員の賃金水準を踏まえた上で検討を行っていきます。</p>

(別紙)

監査の結果に基づく措置について (温泉センター水芭蕉)

監査の結果(指導事項等)	措置内容 (改善等内容)
<p>【市担当課・指定管理者】</p> <p><b>指定管理施設であることの明示について</b></p> <p>管理運営仕様書「7業務内容(1)温泉センターの利用等に関する業務」において、「指定管理業務を行う際は、温泉センターが指定管理により管理・運営されている施設であることを利用者に示すために、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を表示すること」とされているが、施設内にそのような表示はなかった。なお、ホームページにも記載はなく、パンフレットにのみ記載があった。</p> <p>指定管理施設においては、指定管理者により管理・運営が行われていることを利用者に明示することが必要であることから、施設はもちろん、ホームページにも明記するよう求めた。</p>	<p>【市担当課・指定管理者】</p> <p>監査終了後に館内(フロント内)掲示、ホームページ内の記載を完了しました。</p>
<p>【市担当課・指定管理者】</p> <p><b>ポイント付与について</b></p> <p>現在、利用者に対してポイントが付与されているが、ポイントは実質的な値引きとなる。指定管理者もポイントが利用された段階で売り上げから控除しており、市は、年度報告の中でポイント残高についても報告を受けるべきである。また、指定管理者引継時におけるポイント残高の取り扱いについても、事前に決めておくよう求めた。</p>	<p>【市担当課】</p> <p>次期引継ぎに向け、指定管理者が行うポイント利用期限の変更、残高対応について実施状況を把握するとともに、市民への丁寧な説明、広報を指定管理者とともに進めます。</p> <p>【指定管理者】</p> <p>年度報告時にポイント残高を示し、次期引継ぎに向けポイント利用期限を令和7年度内にて消化完了するよう変更、残高対応を実施します。</p>
<p>【市担当課・指定管理者】</p> <p><b>テニスコートの利用者把握について</b></p> <p>テニスコートの利用者については集計報告がされていない。これは、無料扱いとなる市内高校生の利用が多いためである。</p> <p>減免による利用者がどの程度いたかについては、市の施設への負担額と利用度を比較するために必要な重要な数値であり、集計・報告を求める必要がある。また、集計のためには無料利用者に対し、減免申請書の提出を求める必要があるが、無料利用時の手続が定められていないため、減免申請書の提出など、減免による利用時の手続を定めておく必要がある。なお、学生の利用が多く、一般の利用が少ないのであれば、利用者の利便性を考え、予約受付の場所を変更することも検討するよう求めた。</p>	<p>【市担当課・指定管理者】</p> <p>受付場所は管理上と業務効率化を重視し、現行のままとし、利用者数と無料利用を管理する受付簿を整備しました。</p>

監査の結果(指導事項等)	措置内容 (改善等内容)
<p><b>【市担当課・指定管理者】</b></p> <p><b>連絡調整会議の開催について</b></p> <p>管理運営仕様書「7業務内容(6)その他市長が必要と認める業務、②勝山市及び関係機関との連絡調整」において、四半期ごとの連絡調整会議開催が必要とされているが、その開催が確認できる議事録等の保管はなかった。</p> <p>市と指定管理者は随時に相談等を行っており、必要な連絡調整は行われていると考えられるが、仕様書通りとするのであれば、相談等の内容、日時などを控えておき、連絡調整会議としての開催とする必要がある。</p> <p>なお、随時の相談で十分であれば、あえて仕様書において四半期ごとの開催を求める必要はないと考えられるので、連絡調整会議の開催方法についても検討するよう求めた。</p>	<p><b>【市担当課・指定管理者】</b></p> <p>令和6年度から協定内容を見直し、必要に応じて随時開催するものとなりました。</p>
<p><b>【市担当課・指定管理者】</b></p> <p><b>水芭蕉の改修効果について</b></p> <p>令和2年度に大規模改修された施設について、その改修効果が大いに発揮されているのか疑問が残る。簡易宿泊施設は近年好まれる洋室ではなく和室となっている。また、以前はお年寄りが風呂上がりに横たわれるスペースがあったが、今は小さなスペースしかない。女子の入浴施設の洗面スペースは3人分しか作られていない。露天風呂についてはスペースはあるが作られなかった。さらに以前は可能であった50～60人の宴会を行うことも難しくなっている。今後は、利用者の利便性も考慮した施設のイメージアップや集客方法について検討するよう求めた。</p>	<p><b>【市担当課】</b></p> <p>令和2年度の改修では、国の交付金を活用して、大広間を細分する改修を行いました。これは、ワーケーションに対応するものでした。改修により細分されたスペースについては、通常どおり貸館業務に活用することを主目的としております。</p> <p>大広間については、コロナ禍により宴会需要が大幅に減少しましたが、今後はふれあいサロンや町内行事、体験イベントなど有効活用を図るよう、指定管理者とともに検討します。</p> <p><b>【指定管理者】</b></p> <p>令和2年度の改修では既設の貸室をベースに日帰り貸室と宿泊が併用出来る仕様として改装しており、バリアフリー対応できる洋室も1室だけ造成しました。</p> <p>洋室タイプは清掃や備用品コストが割高で簡易宿泊施設の現料金内では収支バランス保持が難しいため和室のままで運営を維持します。</p> <p>コロナ禍により宴会需要が大幅に減少しましたが、今後はふれあいサロンや町内行事、体験イベントなど有効活用に努めます。</p>

監査の結果(指導事項等)	措置内容 (改善等内容)
<p><b>【商工文化課・指定管理者】</b></p> <p><b>駐車場の活用</b></p> <p>当該施設は、普通車駐車場130台を完備している。また、恐竜博物館へ1.9kmの距離に立地しており、徒歩で30分、自転車であれば5分程度の距離である。恐竜博物館の駐車場が混んでいる際に、臨時的な駐車場として案内し、レンタサイクルなどで恐竜博物館に行けるような工夫をし、ついでに水芭蕉も利用していただくといった活用も検討するよう求めた。</p>	<p><b>【市担当課】</b></p> <p>指定管理者は、恐竜博物館内のレストラン、売店を福井県より運営受託している利点を活かし、県外客に向けた水芭蕉クーポン等で誘客を実施しています。駐車場のパーク&amp;ライドとしての利用、レンタサイクルの利用については、効果検証を含めて指定管理者と協議します。</p> <p><b>【指定管理者】</b></p> <p>恐竜博物館内のレストラン、売店を福井県より運営受託している利点を活かし、県外客に向けた水芭蕉クーポン等で誘客を実施しています。駐車場は混雑時のパーク&amp;ライド拠点として活用を申し出いたします。レンタサイクルに関して、恐竜博物館利用者のメイン属性はファミリー層であり、子供・幼児用の自転車の設置も必要となる事が予想されるため、設置について市と協議します。</p>
<p><b>【市担当課】</b></p> <p><b>自主事業について</b></p> <p>基本協定書では指定管理業務に宿泊事業は明記されていないが、実際には指定管理期間の途中より宿泊事業が行われており、宿泊事業開始時には自主事業として市へ届け出がされている。自主事業の場合、その費用については原則として指定管理者が負担すべきであるが、ふれあい会館の宿泊部屋への改装費用は市が負担しており、また、宿泊事業に係る他の費用も指定管理業務の費用として計上されている。収入についても宿泊による収入は指定管理業務としての収入として計上されている。</p> <p>ふれあい会館について、指定管理当初は貸室としての利用を想定していたが、施設の利用度を高めるために指定管理者が宿泊場所としての提供を始め、市としても宿泊施設としての改装を実施した。現在では、小会議室についてはほぼ宿泊施設として利用されている。キャンプ利用も含め、宿泊事業について、所管課、指定管理者双方とも、指定管理業務の一環として業務を行っている。本来ならば自主事業は指定管理者が経費を出さないといけないため、実態とあうよう整合性を図ることを求めた。</p>	<p><b>【市担当課】</b></p> <p>指定管理者は、改修以前から大広間を簡易宿泊所として活用する自主事業を行っており、改修後も引き続き、改修された小部屋を夜間は簡易宿泊所として使用しています。今後は、指定管理業務と経費を分離して、明白な管理運営を行います。</p>

監査の結果(指導事項等)	措置内容 (改善等内容)
<p><b>【指定管理者】</b></p> <p><b>赤字解消に向けた経営努力について</b></p> <p>当初、当該施設は利用者数180,000人程度を目標としていたが、新型コロナウイルス感染症などがあり、指定管理契約の当初とは状況が大きく変わっている。また、施設改装の際にロッカー数を減らすなど、アフターコロナに対応しており、施設も当初とは状況が異なっている。令和4年度の目標122,850人に対し実績113,307人である。指定管理契約期間が10年と長めとなっているため、指定管理当初の目標が実態と合わなくなってしまう可能性が高い。指定管理期間が長い場合、5年程度経過時に再度計画を策定し、中期的な利用者目標を新たに設定すべきである。</p> <p>また、現在の経営状況は赤字となっており、赤字解消にむけた経営努力が必要である。例えば年間プラス1万人増、日々に換算すれば1日あたり30人、温泉利用者を増やせば、赤字解消につながると考えられる。現在、水芭蕉は経費がかかる施設といったイメージがつきまわっており、そういったイメージを払拭するような経営改善に努めるよう求めた。</p>	<p><b>【指定管理者】</b></p> <p>損益分岐点を明確化し運営コスト沿った料金改定を検討します。</p> <p>また、新温泉の効能やサウナなど入浴の楽しみ方や交流イベント開催など改めて水芭蕉の魅力発信に努めます。</p> <p>あわせて、チラシを定期的に配布し、市民への利用訴求を図ります。</p> <p>県外観光客の取込み強化として、宿泊事業の継続・拡充を目指し、ロコミの高評価を維持し、さらなる利用拡大を図ります。</p> <p>新幹線延伸による誘客効果を活かし、当社が運営するスキージャンプ勝山や恐竜博物館内の受託施設や地元観光施設との連携強化と前売券販売等により日帰り利用促進を図ります。</p>
<p><b>【指定管理者】</b></p> <p><b>備品台帳について</b></p> <p>Ⅲ種の備品として計上されている「客室用冷蔵庫YAMADA YZR-C05G2 9台」について、令和5年2月16日に2台購入し入れ替えが行われていたが、台帳上に反映されていなかった。</p> <p>ついては、2台分台帳から削除するとともに、新しいものを台帳に登録し、適切な台帳管理となるよう努めることを求めた。</p>	<p><b>【指定管理者】</b></p> <p>備品台帳から2台分削除し、新規購入分(2台)を登録しました。</p>